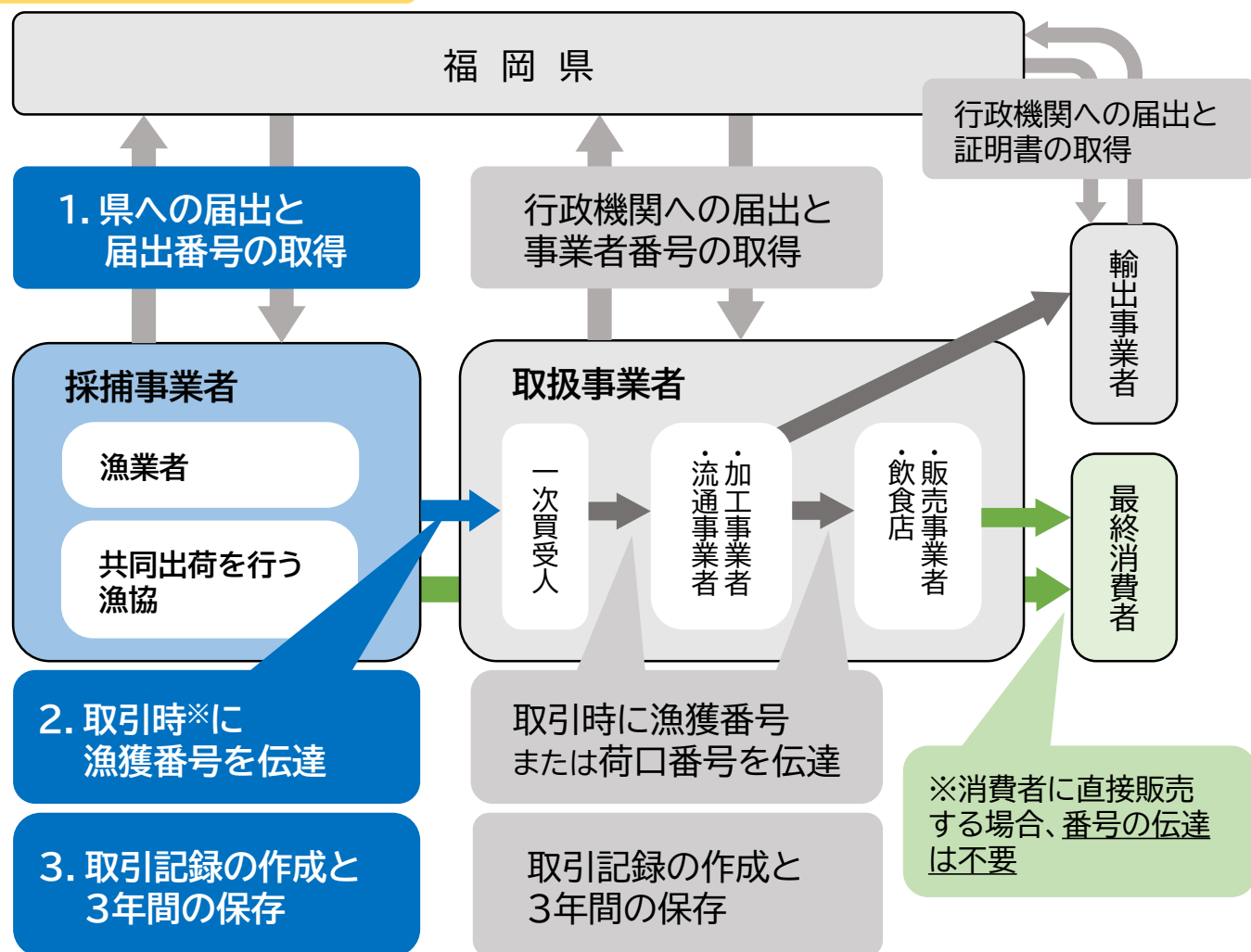


水産流通適正化法について ■ 採捕事業者

アワビ・ナマコの違法漁獲物の流通を防ぐため、これらの採捕者および取扱事業者には番号を取得してもらい、取引時に番号を伝達していくことで、漁獲や流通のルートを追跡できるようにする制度がR4年12月1日からはじまります

事業の大きな流れ



アワビ・ナマコの採捕者に義務付けられること

1. 行政機関への届出と届出番号の取得
2. 取引時に漁獲番号を伝達する
3. 取引記録の作成および3年間の保存

※ アワビ・ナマコを混獲する可能性がある漁業者もすべて対象

※ 共同出荷などで販売事業を行う漁協も採捕者としての届出が必要

[お問い合わせ先] <総括> 福岡県 水産振興課 漁船漁業係 (092-643-3561)
<筑前海> 水産海洋技術センター (092-806-0876)
<豊前海> 水産海洋技術センター 豊前海研究所 (0979-83-2720)

1. 行政機関への届出と届出番号の取得

採捕者から県に必要事項の届出をし、承認を受け、届出番号を取得する

■ 漁協が漁業者の代わりに代理人として届出を申請することが可能

① 届出書類 ② 一括申請用ファイル(Excel) ③ 委任状(採捕者→漁協)

上記3つの書類・データ提出をもって届出申請とし、県が確認してeMAFFに入力。
自動採番された届出番号を漁協あてに通達するので各漁業者にお伝えください

2. 取引時に漁獲番号を伝達する

アワビ・ナマコを取引する際には、取引相手に漁獲番号を伝達する

※消費者へ直接販売する場合は番号の伝達は不要

■ 漁獲番号とは

届出番号 + 取引年月日 + 取引番号からなる16桁の数字

1234567 221201 100

届出番号 取引年月日
(西暦下2桁+年月日4桁) 取引番号

■ 取引番号とは

取引ロットを識別する3桁の番号。設定は任意だが、アワビとナマコを区別できる必要がある(例: アワビは001、ナマコは002など)

■ 伝達方法の例

- 納品伝票に漁獲番号の記載欄を設ける
- 一次買受人との間で合意がとれれば、採捕者の届出番号を前もって伝えておくことで、一次買受人に漁獲番号を構築してもらうことが可能

3. 取引記録の作成および3年間の保存

取引の記録(電子データでも書面でも可)を作成し、3年間保存する

■ 記録の必要がある事柄

① 魚種(アワビ・ナマコ) ② 重量または数量 ③ 譲り渡し、廃棄等した年月日
④ 譲り渡し先の氏名または名称 ⑤ 漁獲番号

上記事項が記載された伝票や請求書等の書類(複数の組み合わせでも可)を保存することで取引記録の作成・保存義務を果たすこととする